

いきいき介護広場

第15号

2004 December
平成16年12月15日



三国町陣ヶ岡にある東尋坊ひまわりの丘での一場面です。スロットボールはゲートボールとは違い、力の加減がむずかしく、皆さん打つたびに一喜一憂して楽しんでいます。



主な内容

平成15年度決算報告	2・3
平成15年度介護保険事業の状況	4
介護保険料Q & A・広域連合NEWS	5
第16回広域連合議会定例会	6
介護予防講座「転ばない体をつくろう」	7



毎日、介護予防のため、平行棒体操で手足の曲げ伸ばしに皆さん気持ちいい汗をかいています。

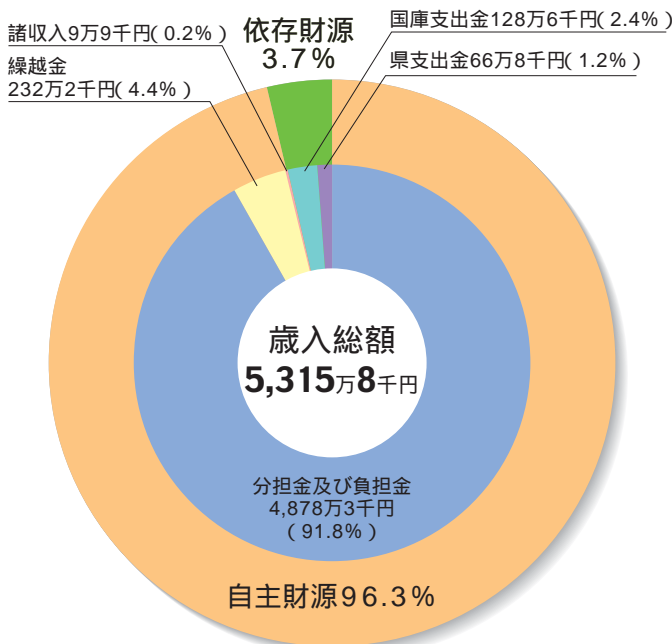
平成15年度

決算報告

平成15年度坂井郡介護保険広域連合一般会計及び介護保険特別会計の決算について、11月10日に開催された第16回広域連合議会定例会において承認されましたので、その概要についてお知らせします。

一般会計

平成15年度の決算額は、歳入総額5,315万8千円（対前年比12.9%減） 歳出総額4,942万6千円（対前年比15.8%減）で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は373万2千円の黒字となっています。



歳入 総額 5,315万8千円

歳入の主なものは、構成1市4町からの負担金4,878万3千円のほか、低所得者利用者負担対策事業にかかる国庫支出金128万6千円、県支出金66万8千円となっています。

性質別にみると、地方公共団体が自主的に収入しうる財源である自主財源は5,120万4千円で、歳入総額に占める割合は96.3%となっています。



歳出 総額 4,942万6千円

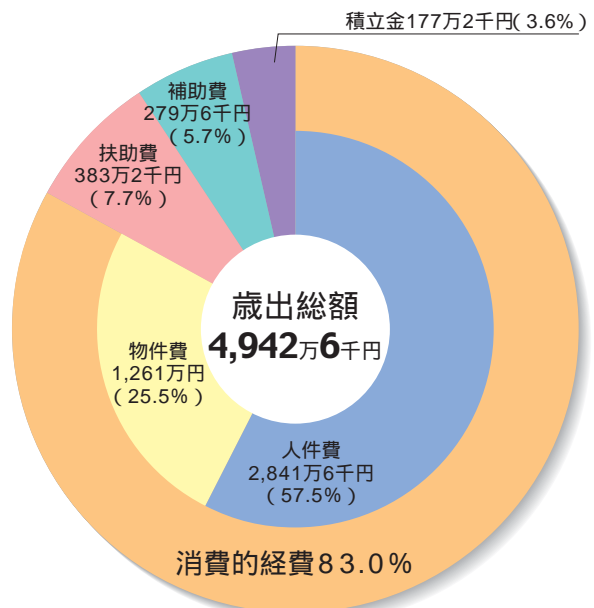
歳出の主なものを性質別にみると、消費的経費は4,102万6千円で、決算総額の83.0%を占めています。

このうち、人件費は2,841万6千円で議員等の報酬及び職員給与であります。

物件費は1,261万円で主なものではサーバー室改修修繕料170万1千円、庁舎内空調設備修繕料93万2千円、ホームページホスティング料69万3千円、介護保険モニター費（新規）8万4千円などとなっております。

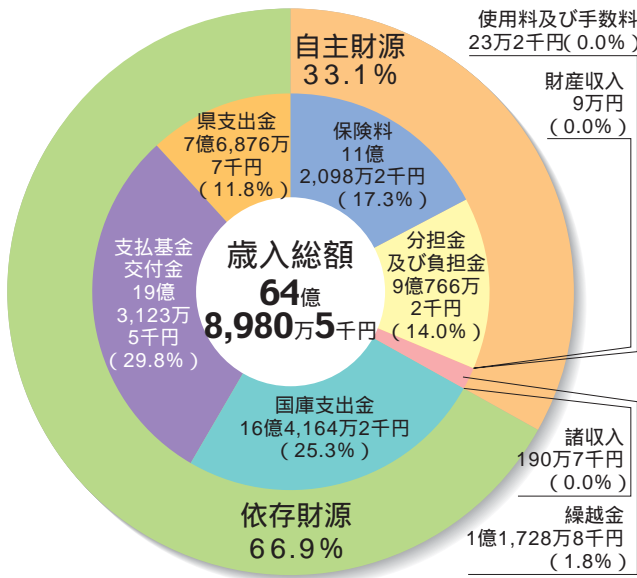
また、扶助費383万2千円は低所得者利用者負担対策事業及び居宅介護推進事業（新規）による助成であり、補助費等279万6千円は構成市町負担金精算返還金等であります。

積立金177万2千円は介護福祉推進基金（新規）として積立したものです。



介護保険 特別会計

平成15年度の決算額は、歳入総額64億8,980万5千円（対前年比3.2%増）歳出総額64億569万9千円（対前年比3.8%増）で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は8,410万6千円の黒字となっています。



歳入 総額 64億8,980万5千円

歳入を性質別にみると、自主財源は21億4,816万1千円で歳入総額に占める割合は33.1%となっています。

主なものでは第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料11億2,098万2千円、保険給付費や要介護認定事務などの構成市町負担金9億766万2千円となっています。

一方、依存財源は43億4,164万4千円で歳入総額に占める割合は66.9%となっています。

要介護認定事務や保険給付費にかかる国庫支出金16億4,164万2千円、保険給付費にかかる県支出金7億6,876万7千円、支払基金交付金（第2号被保険者：40歳以上65歳未満の方の介護保険料）19億3,123万5千円となっています。

歳出 総額 64億569万9千円

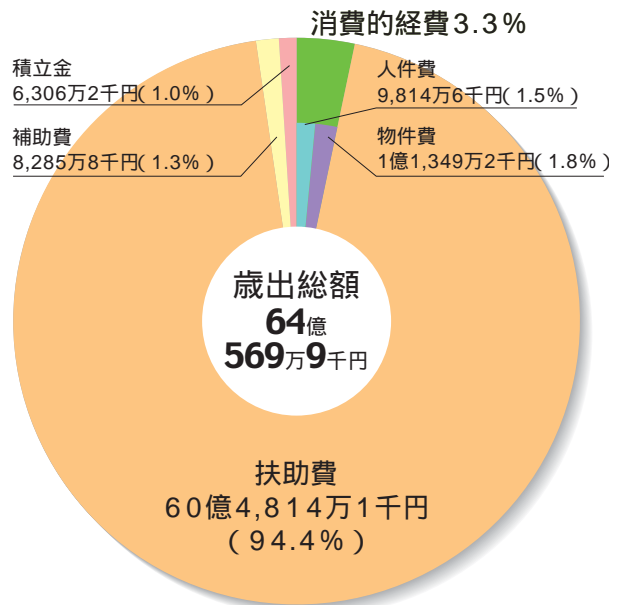
歳出の主なものを性質別にみると、消費的経費は2億1,163万8千円で決算総額の3.3%を占めています。

このうち、人件費は9,814万6千円で審査会委員報酬、職員及び認定調査員の給与等であり、物件費は1億1,349万2千円で芦原・金津町合併に伴う介護保険広域化システム改修事業費（繰越事業費）3,537万3千円、主治医意見書記入手数料2,427万3千円及び審査支払手数料921万1千円等であり、また、扶助費は居宅及び施設サービスに対する給付費として60億4,814万1千円で決算総額の94.4%を占めています。

補助費8,285万8千円は県の財政安定化基金拠出金や前年度保険給付費精算による精算返還金などであり、積立金は介護保険財政調整基金への積立金として6,306万2千円であり、

積立金は介護保険財政調整基金への積立金として6,306万2千円であり、

積立金は介護保険財政調整基金への積立金として6,306万2千円であり、



平成15年度 保険給付費の財源内訳

保険給付費 60億5,735万1千円

国負担金 12億358万3千円	県負担金 7億5,716万9千円	構成市町負担金 7億5,716万9千円	支払基金交付金 19億3,123万5千円 (40歳以上65歳未満の方の保険料)	第1号被保険者保険料 10億4,515万円
調整交付金 3億6,304万5千円				

介護保険の財源は

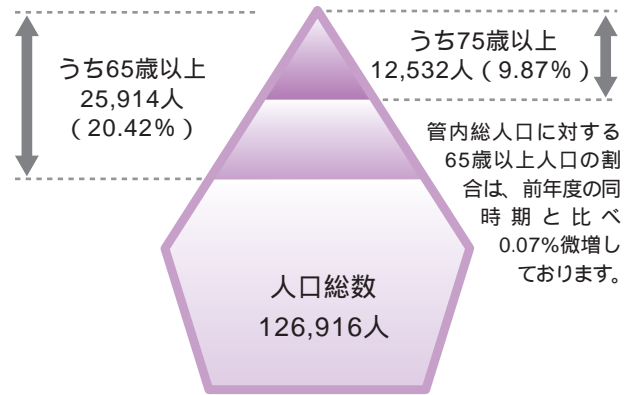
9割				1割	
公費50%		保険料50%		サービスの利用者負担	
国庫負担金20%	県負担金12.5%	町負担金12.5%	40歳以上65歳未満の方の保険料32%	65歳以上の方の保険料 約18%	
調整交付金 約5%					

平成15年度

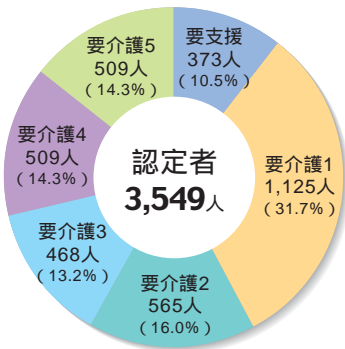
介護保険 事業の状況



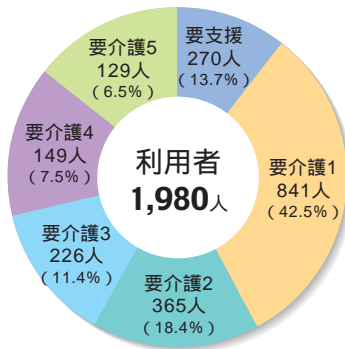
●高齢者人口の状況(平成16年3月31日現在)



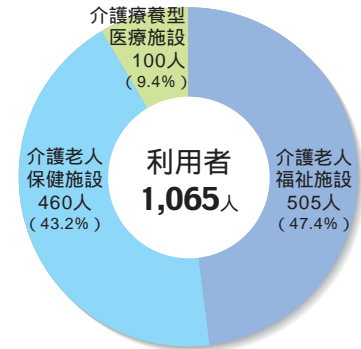
●要介護(支援)認定者数



●居宅サービスの利用状況



●介護老人福祉施設などの利用状況



●主なサービス別の給付状況

在宅系サービス	サービス名	件数/年	給付額/年(千円)	サービス名	件数/年	給付額/年(千円)
	訪問介護	6,728	242,409	通所リハビリテーション	7,503	492,845
訪問入浴介護	580	25,704	福祉用具貸与	9,549	123,874	
訪問看護	3,453	106,611	福祉用具購入費支給	305	7,068	
訪問リハビリテーション	578	12,293	住宅改修費支給	304	35,377	
通所介護	10,401	586,913				

施設サービス	サービス名	件数/年	給付額/年(千円)
	介護老人福祉施設	6,135	1,449,569
介護老人保健施設	5,565	1,412,137	
介護療養型医療施設	1,221	373,210	

平成16年度 上半期財政状況(平成16年4月1日~9月30日)

一般会計

歳入		(単位:千円)	
款	予算額	収入済額	
1 分担金及び負担金	63,531	35,495	
2 国庫支出金	1,140	0	
3 県支出金	570	0	
4 財産収入	1	0	
5 繰入金	1,772	1,772	
6 繰越金	3,731	3,732	
7 諸収入	36	48	
歳入合計	70,781	41,047	執行率57.99%

歳出		(単位:千円)	
款	予算額	支出済額	
1 議会費	1,492	13	
2 総務費	57,806	18,868	
3 基金積立金	7,252	7,252	
4 諸支出金	3,731	0	
5 予備費	500	0	
歳出合計	70,781	26,133	執行率36.92%

介護保険特別会計

歳入		(単位:千円)	
款	予算額	収入済額	
1 保険料	1,137,969	531,501	
2 分担金及び負担金	974,654	469,718	
3 使用料及び手数料	10	73	
4 国庫支出金	1,602,084	755,126	
5 支払基金交付金	2,033,716	869,708	
6 県支出金	794,425	331,011	
7 財産収入	1	78	
8 寄附金	1	0	
9 繰越金	84,105	84,106	
10 諸収入	9	225	
歳入合計	6,626,974	3,041,546	執行率45.90%

歳出		(単位:千円)	
款	予算額	支出済額	
1 総務費	180,096	77,196	
2 保険給付費	6,355,364	2,670,630	
3 財政安定化基金拠出金	6,296	0	
4 基金積立金	47,928	0	
5 諸支出金	36,290	432	
6 予備費	1,000	0	
歳出合計	6,626,974	2,748,258	執行率41.47%

介護保険料

* Q & A *

Q1

新たに65歳になりますが介護保険の被保険者になる手続きが必要ですか？また、保険証は交付されるのですか？

A1

新たに65歳以上になる方（第1号被保険者）については、誕生月に広域連合より郵送で保険証を送付しますので個別に手続きする必要はありません。（誕生日が月の初日の方は前月になります）

また、40歳から65歳未満の方（第2号被保険者）は、要介護・要支援認定を受けた場合を除き原則として保険証は交付されません。

Q2

国民健康保険でも介護保険料を納めているのにまた通知書が来たのですが？

A2

国民健康保険税では65歳未満の方（第2号被保険者）の介護保険料を医療費相当分と合算して徴収していますが、世帯に年度途中で65歳に到達する人がいる場合、介護保険料はあらかじめ65歳に到達する月の前月までの分で算出されていますので、二重にはなっておりません。

Q3

私は年金をもらっているのに、普通徴収の通知書が来たのですが？

A3

年金から天引きされる方は、4月1日現在で65歳以上で年額18万円以上となる老齢年金や退職年金を4月の年金支給時に受給されている方となっています。

年額が18万円以上であっても、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金からは天引きされません。

年金からの天引きが開始されるのは、年一回、10月からとなっています。年度途中で転入された方や65歳になられた方は、翌年9月までは、ご自分で納めていただく普通徴収になります。

この社会保険庁や共済組合など、年金保険者の受給者台帳に登録されている内容と、住民登録の内容で、住所などが異なる場合は、他人の年金から天引きするのを防ぐため、普通徴収となることがあります。

広域連合 News

寸劇を通して学ぶ



このほど、坂井郡ケアマネジャー連絡会の情報部研修会で「受付から認定申請までの手順を理解しよう」をテーマに寸劇を通して学びました。本物の役者と間違ふほど、良い例・悪い例をユーモアを交えて、熱演していました。

どのケアマネジャーも今後の業務に生かそうと自分に照らし合わせて、真剣に見入っていました。

施設見学で意を新たに

10月29日（金）広域連合議会議員・監査委員視察研修が行われ、福井市のあさくら苑と丸岡町のデイサービスセンターはなさきの2施設を見学しました。



興味深く施設を見学した後、次から次へと質問があいつぎ「介護」の大切さを再確認しました。



第16回 広域連合議会定例会

第16回広域連合議会定例会が11月10日、丸岡町議場で開催され、平成15年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算認定の2議案が原案どおり認定されました。

また、山田和雄議員及び藤岡繁樹議員が次のような一般質問を行いました。

一般質問

介護保険制度の見直しへの対応について

山田 和雄 議員

問1 今年1月、厚生労働省内に介護制度改革本部が設置されて以来、介護保険制度見直しのための検討がすすめられてきた。

しかし、要支援、要介護度1など軽度者の給付の見直しや在宅介護の利用料負担についてなど、利用する側から見ると「不安のみが大きい」というのが実情ではないか。また、支援費制度との統合も、多くの団体から反対の声が出ている。

こうした見直し案に対してどのような見解を持っているか。利用者の生活実態の把握をはじめ、現時点でどのような準備をしているか。そして、利用者の生活に大きな影響を及ぼさないためにどのような対処を考えているか。

林田連合長

現在、厚生労働省内の社会保障審議会介護保険部会で論議が進められており、この制度見直しについては、現在のところ厚生労働省からは県及び市町村に対し、具体的な内容・指示等がございません。

従いまして、現時点ではこの予測に沿った対応等について、当広域連合の対応は取っておりません。

介護予防施策について、高齢者人口が増大する中において「明るく活力ある超高齢社会」を築くためには、制度全体を「予防重視型システム」へ転換することが重要といわれております。このため、要支援・要介護度1程度までの高齢者に対して統一的な体型の下で、効果的な介護予防サービスが提供される「総合的な介護予防システム」

を確立することが重要であります。

そこで、構成市町に対し介護予防に対する取り組みについて要請を行ったところ、丸岡町で国の支援を受け介護予防モデル事業（筋力向上トレーニング事業）に取り組んでいただきました。その結果のデータを次期介護保険事業計画に取り入れるとともに参考にしたいと考えております。

また、構成市町に対し介護サービス必要見込量について、どれだけの需要があるのか調査をお願いしているところであります。

この内容をふまえて平成17年度には策定委員会を立ち上げて検討をお願いしてまいりたいと考えております。

介護保険見直しに関わる保険料負担問題について

藤岡 繁樹 議員

介護保険5年後の見直し論議が重要な局面を迎え、その中で保険料問題は大きな焦点になっています。

問2 40歳からの保険料徴収を20歳までに下げることや遺族年金、障害者年金からも特別徴収することが議論されているが、徴収対象者を増やし、負担を増やす方向について、連合長はどのような見解なのかを求めます。

林田連合長

現行制度上、特別徴収の対象とされているのは、老齢退職年金及びそれに相当する年金とされており、遺族年金、障害者年金の受給者は、納付書による普通徴収で保険料を納付していただいております。現在、見直しが検討されているのは、被保険者の利便性や保険者の徴収事務の効率化の観点から、遺族年金、障害者年金も特別徴収の対象とするものであり、被保険

者及び保険者の双方にとっても理解のできる見直しであると考えております。

次に、徴収対象を20歳までに下げることについては、単に被保険者の範囲を拡大して、財政面での制度の支え手を拡大するという問題だけでなく、受給者の範囲を拡大することにもなることから、国の議論を慎重に見守っているところであります。

問3 現段階でも、収入が少ない世帯が保険料が高くなるという不公平な現象、いわゆる逆転現象が起きている。

2006年度におこなわれる次期の改定で、保険料がさらに高くなることは必至の状況であり、逆転現象による不公平な負担が大きくなることが予想されるが、収入が少ない世帯が保険料が高くなるという実態について把握しているのか。

また、不公平を解消する改善策について求めます。

林田連合長

現行制度の第2段階について、世帯全員が住民税非課税となっており、住民税非課税の収入額の範囲が大きいことから、不公平感が生じていることは、全国的に指摘のあるところであり、このことについては、第1号被保険者の保険料設定について、より公平性・客観性の高い本人の所得による段階区分のあり方について、検討していただくよう、厚生労働省の担当者に直接、要望したところであります。

そして、保険料の設定については、今回の改定の中でどういうふうに出ているのか注目をしております。そういうことで、制度改正の内容を踏まえて、第3期介護保険事業計画の保険料設定と併せて、十分検討してまいりたいと考えております。

転ばない体をつくろう ②

転倒予防体操は、短期間に大きな効果を期待するものではなく、長期間続けて行い、少しずつ身体能力の改善をめざすものです。これからの寒い季節、どうしても体を縮みこませてしまいがちですが、自分の身体の状態に応じて、無理のない範囲で楽しみながら行いましょう。

楽しく動くことによって脳が刺激されて活性化し、身体の若返りにもつながります。



－ かんたんな転倒予防体操 (その2) －

足腰の筋力をつけましょう

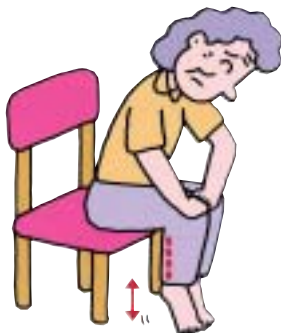
ふだんの生活だけではおとろえがちな脚の筋肉を強化して、ヒザ関節の障害や痛みを予防します。

無理せず、
自分のペースで
長く続けましょう！



ふくらはぎの筋力アップ

椅子に浅く腰掛けます。ヒザを直角にし、前かがみで両手をヒザの上に。上半身の体重をヒザにかけながら、両足の力カトをあげ、ゆっくり下ろす。10回ずつ繰り返す。ラクにできる場合は、片足ずつ。



左の体操は立ったままでもできます

机や椅子の背に手を軽くそえる。つま先立ち（背伸び）をする。ふくらはぎの筋力で体を上げるようにする。腰をそらさない。おろす時は、上げるときよりさらにゆっくりと。この動作を5～10回繰り返す。

腕、腹筋、背筋をきたえる

両腕を前方に水平に上げる。バランスをとりながらゆっくり立ち上がる。ゆっくりと腰をかける。5～10回繰り返す。



腰から太ももの筋力アップ

椅子に腰かけ、上体をまっすぐに保つ。両足をゆっくりと持ち上げ、約5秒停止し、ゆっくりおろす。この動作を5～10回繰り返す。きつい時は、片足ずつ行う。



広報誌の **いきいき** 介護広場 に決まりました。

第14号で広報誌のなまえ募集をしたところ、21件のご応募をいただき、ありがとうございました。

厳正な審査の結果、最優秀作品(1点)に三国町の酒井かずみさんの「いきいき介護広場」に決定しました。

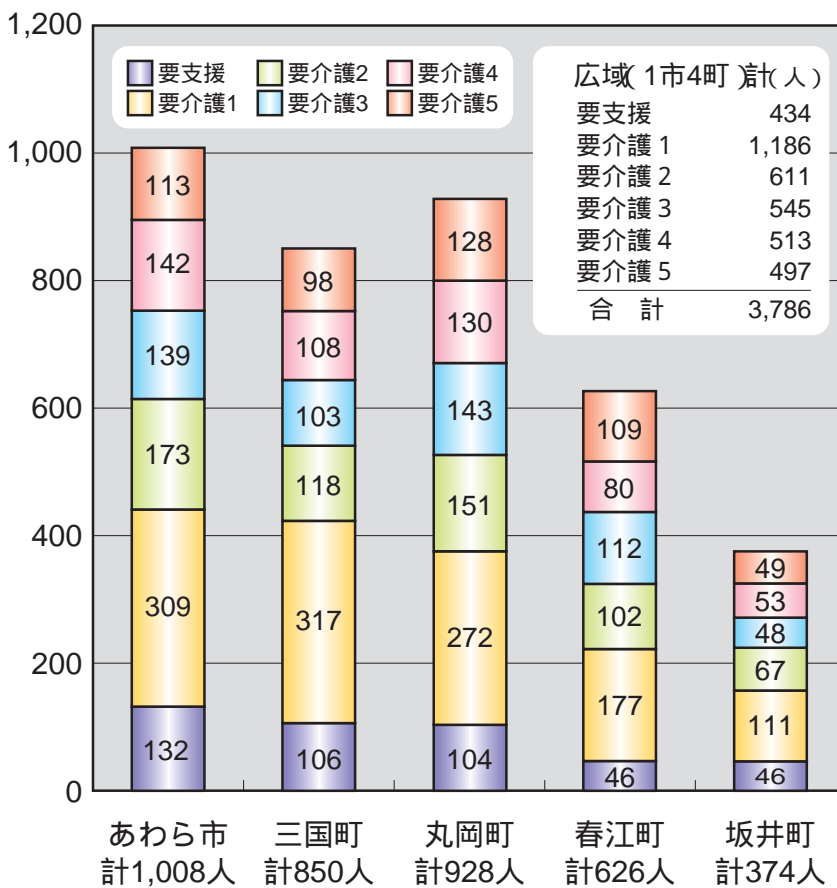
この「いきいき介護広場」には、年老いた方にもわかりやすく、見やすく充実した内容の介護保険情報誌としての意味が込められています。

この広域連合の広報誌が皆さんから末永く愛されるようにこれからも努力したいと考えております。



☆受賞された酒井かずみさん

要介護等認定者数の状況 (平成16年10月末日現在)



「たっち」完成!

当広域連合の概要と構成市町の紹介を兼ねた要覧及び資料編2004が完成しました。

全国に向けて発信予定です。



たっち ふれあい つなぐ ちいき

「たっち」は英語で「touch」で「ふれあう」という意味です。

坂井郡介護保険広域連合は「ふれあい」を大切に
いま心をひとつに...

介護保険料の納期限は

- 第6期 12月27日(月)
- 第7期 平成17年 1月25日(火)
- 第8期 平成17年 2月25日(金)

※納期前までに納めましょう。

保険料を滞納されている方には納期限後20日以内に督促状を送付します。

その際には督促状で納付することができますが、まだ届いていない場合は、お手持ちの納付書で納付できますので、できるだけ早い時期に金融期間の窓口で納付してください。

■普通徴収の方は確實な口座振替を利用してください。
毎月金融機関へ足を運ぶ手間が省け、大変便利です。

口座振替依頼書(あわら市役所及び坂井郡4町各役場に用紙があります。)に必要事項を記入し、依頼する口座のある金融機関または各市役所・町役場に提出してください。

編集後記

今年も残すところあとわずかなり、一年があっという間に感じられます。今年も様々な出来事があり、風水害、地震等の暗い事件の多い中、アテネオリンピックは大きな喜びと感動を与えてくれました。

来年も愛読していただけるように一層がんばります。そして明るい出来事が多い年でありますように。